

令和5年度の介護保険料について

令和5年度の介護保険料額は、第8期（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度）介護保険事業計画に基づき、裏面のとおり決定しています。第1段階～第3段階については、公費投入による低所得者の保険料軽減強化が図られます。

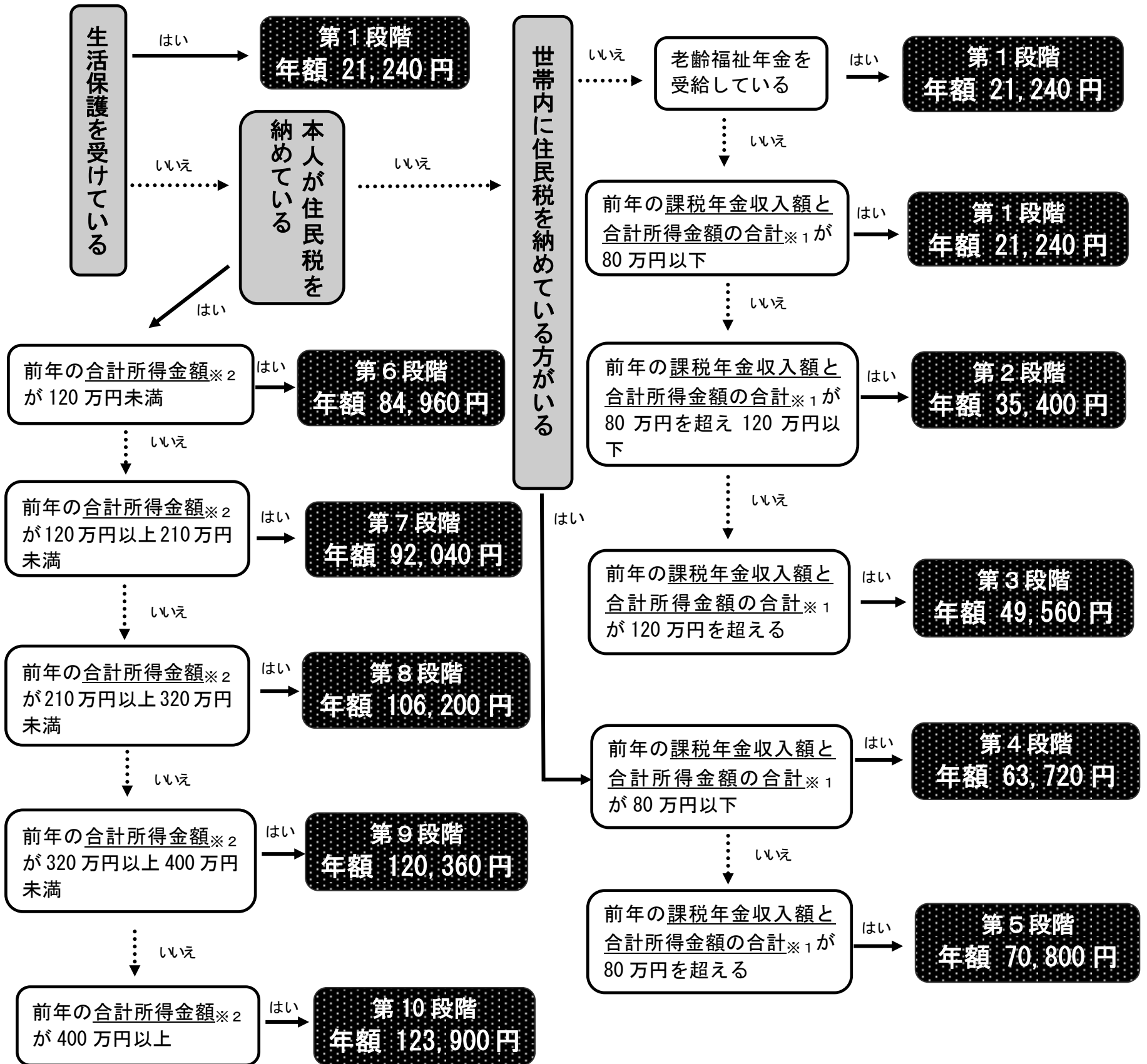
介護保険制度は、介護が必要になった高齢者やその家族を社会全体で支えていく仕組みです。

制度の仕組みと保険料の大きな役割にご理解とご協力をお願いします。



あなたの所得段階は？ ～介護保険料の決まり方～

【矢印の見方】 はい → いいえ……▶



※1 「課税年金収入額と合計所得金額の合計」から公的年金等に係る雑所得金額及び土地建物等の譲渡所得に係る特別控除額を差し引いて算定します。

※2 「合計所得金額」から土地建物等の譲渡所得に係る特別控除額を差し引いて算定します。

第 8 期（令和 3 年度～令和 5 年度）介護保険料《所得段階別》

所得段階	対 象 者	月額保険料 ①	年間保険料 ①×12
第 1 段階	・生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方 ・世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計※ ₁ が 80 万円以下の方	$\frac{\text{基準額} \times 0.30}{=1,770 \text{ 円}}$	21,240 円 (軽減前 35,400 円)
第 2 段階	・世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計※ ₁ が 80 万円を超え 120 万円以下の方	$\frac{\text{基準額} \times 0.50}{=2,950 \text{ 円}}$	35,400 円 (軽減前 46,020 円)
第 3 段階	・世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計※ ₁ が 120 万円を超える方	$\frac{\text{基準額} \times 0.70}{=4,130 \text{ 円}}$	49,560 円 (軽減前 53,100 円)
第 4 段階	・世帯の中に住民税課税者がいるが、本人が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計※ ₁ が 80 万円以下の方	$\frac{\text{基準額} \times 0.90}{=5,310 \text{ 円}}$	63,720 円
第 5 段階 (基準)	・世帯の中に住民税課税者がいるが、本人が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計※ ₁ が 80 万円を超える方	(基準額) 5,900 円	70,800 円
第 6 段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額※ ₂ が 120 万円未満の方	$\frac{\text{基準額} \times 1.20}{=7,080 \text{ 円}}$	84,960 円
第 7 段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額※ ₂ が 120 万円以上 210 万円未満の方	$\frac{\text{基準額} \times 1.30}{=7,670 \text{ 円}}$	92,040 円
第 8 段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額※ ₂ が 210 万円以上 320 万円未満の方	$\frac{\text{基準額} \times 1.50}{=8,850 \text{ 円}}$	106,200 円
第 9 段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額※ ₂ が 320 万円以上 400 万円未満の方	$\frac{\text{基準額} \times 1.70}{=10,030 \text{ 円}}$	120,360 円
第 10 段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額※ ₂ が 400 万円以上の方	$\frac{\text{基準額} \times 1.75}{=10,325 \text{ 円}}$	123,900 円

ご自分の所得段階の確認の仕方

◎納入通知書（同封している別紙）の中ほど

保険料算定の基礎

期間	月数	所得段階区分	保険料率	保険料算出額	保険料額
令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月	12	第〇所得段階	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇

ここを確認

保険料の納め方について

◎特別徴収

- ・公的年金受給額が、年額 18 万円以上の方が対象です。年金支給月（4・6・8・10・12・2 月）に年金から天引きされます。
- ・前年度から継続して特別徴収の方は、4・6・8 月は原則 2 月と同額分を納め、10・12・2 月は確定した保険料が本徴収されます。

◎普通徴収

- ・公的年金受給額が、年額 18 万円未満の方が対象です。
 - ・年金が 18 万円以上の方でも、年度途中で 65 歳になられた方や他市町村から転入された方は、一定期間普通徴収で納めていただいた後、年金からの天引きに切り替わります。
 - ・特別徴収が開始されるまでは、役場から送付する納付書や口座振替で納めてください。
- なお、納付書での納付については、コンビニエンスストアでの納付やスマートフォン決済アプリでの納付はできませんのでご注意ください。

【問合せ先】神河町役場 税務課 介護保険料係 TEL : 0790-34-0961 FAX : 0790-34-1556